

議案第 13 号

支払督促の申立てに係る訴えの提起について

後期高齢者医療療養の給付返還金請求に係る支払督促の申立てについて、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 96 条 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 2 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 橋 川 渉

1 相手方

債務者

住所 大阪市

氏名（個人）

2 事件名 後期高齢者医療療養の給付返還金請求事件

3 請求の内容

（個人）の平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月までの間の後期高齢者医療の資格喪失後受診に係る療養の給付の未払返還金

1,684,771 円